

## (1) 手話通訳者養成講座・登録試験のあり方の見直し

現状および課題	方針（案）	第1回WGでの主な意見
<p>■ 養成講座講師について</p> <p>➤ 府養成講座講師やそのスキル等の確保方針・方策なし。</p>	<p>➤ 手話通訳者養成講座の講師要件の明確化【H31年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 語学力の確認（手話能力（手話文法カテースト等を活用）など）。</li><li>・ 受講者アンケートの実施。</li></ul> <p>➤ 外部講座の活用【H31年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 外部講座（参考資料（4）参照）の受講必須化。</li><li>・ 「教えるスキル」についての講座受講必須化。</li></ul> <p>➤ 養成講座の講師の府への登録・更新制度の導入【H31年度～（経過措置あり）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 上記要件（語学力・講座受講・良好なアンケート結果等を満たす者を登録・更新。</li></ul>	<p>➤ 講師の技術を磨く研修は重要。手話言語学の知識・技術、教える際に役立つものでなければならない。かかる取組みを実施している県もある。</p> <p>➤ 養成に係るコストは莫大なのに、登録試験の合格率が低い。税で運用されている以上、これは変えないといけない。登録試験の合格率が低い理由として、3点挙げられる。①受講者のレベル、②講座の内容、③試験問題。①は受講生のレベルを絞り込むべき。②は充実した講座内容とする等の見直しをすべき。その上で、③についても見直し。</p>

## ■養成講座そのものについて

➤ 府養成講座の位置付けが不明確

- ・養成講座があるにもかかわらず、登録試験は誰でも受験可能。
- ・一方、登録試験における養成講座修了者等の優遇措置なし。

➤ 講座そのものに係る外部有識者による評価等の場の設置・運営【H31年度～】

- ・WGメンバーをもって充てる(持ち回り方式も想定)。

➤ 「初級」「中級」「上級」の位置づけと運用の見直し【H32年度～】

- ・東京都の取組み(参考資料(5)参照)を参考に見直し・運用。
- ・受講のための選考を厳格化するとともに、受講定員をさらに絞り込み。
- ・何度でも受講可能にする。

➤ 「手話通訳士」等の連動性の確保【H32年度～】

- ・「手話通訳士」取得を一つのターゲットとする。

➤ 養成に係るコストは莫大なのに、登録試験の合格率が低い。税で運用されている以上、これは変えないといけない。登録試験の合格率が低い理由として、3点挙げられる。①受講者のレベル、②講座の内容、③試験問題。①は受講生のレベルを絞り込むべき。②は充実した講座内容とする等の見直しをすべき。その上で、③についても見直し。(再掲)

➤ 専門性の高い手話通訳者を養成するには、20名という規模では、きっちり指導し、きっちり技術習得させるのは難しい。特に高い専門性のある手話通訳者の養成をめざすのであれば、受講者数を絞るべき。

➤ 養成の対象は若い人をターゲットにすべき。若い人をつぶさないように。

## ■登録試験について

➤府登録試験の合格率が非常に低い（0～3％）。

※合格者1人あたりコスト

**H29** 年度 1,168 万円×3年  
=3,504 万円

**H28** 年度 2,336 万円×3年  
=7,008 万円

**H27** 年度 2,294 万円×3年  
=6,882 万円

※他府県や手話通訳士の合格率は概ね 10～15％程度。

➤登録試験に係る外部有識者による評価等の場の設置・運営【H31年度～】

・WGメンバーをもって充てる（持ち回り方式も想定）。

➤登録試験の受験要件の見直し（手話通訳士のみ受験可とする【H32年度～（経過措置として、当面の間、養成講座（上級）修了者も受験可とする。）】

・将来的には「手話通訳士」のみ受験可とする。

➤試験採点者に外部人材を活用【H31年度～】

➤養成に係るコストは莫大なのに、登録試験の合格率が低い。税で運用されている以上、これは変えないといけない。登録試験の合格率が低い理由として、3点挙げられる。①受講者のレベル、②講座の内容、③試験問題。①は受講生のレベルを絞り込むべき。②は充実した講座内容とする等の見直しをすべき。その上で、③についても見直し。（再掲）

➤東京都の通訳者は「手話通訳士有資格者＋登録試験合格」した者であり、高い専門性を有している。

## 【参考資料】

(1) 府養成講座講師の現況

(2) 府養成講座の現況

(①府養成講座カリキュラム、②府登録判定試験実績、③H29年度府養成講座受講者アンケート結果)

(3) 東京都と大阪府の制度比較

(4) 外部講座案内

(5) 東京都の取組み

## (2) 手話通訳者の登録・派遣の見直し

現状および課題	方針 (案)	第1回 WG 議論内容
<p>■手話通訳者の登録について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢計画目標値に過誤があり、見直した経過等あり。 H29年度末：580人→ H32年度末：48人</li> <li>➢登録試験合格者に対する人材養成ビジョンの欠落。上記の状況による登録者のスキルの経年劣化。</li> <li>➢登録年数の浅い登録者に対する過小評価の実態もあり。</li> <li>➢養成講座→登録試験→派遣等の確実な人材確保方策なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢OJT等によるスキル確保の実施【H30年度～】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30年度は「共に生きる障がい者展」等においてOJT実施したが、11名中4名のみ対応。</li> <li>・OJT修了しない者の取扱いやOJTそのものの仕組的対応をさらに検討(OJTの機会はH30年度内に何度か設ける予定であるが、応じない者は登録解除も含めて対応)。</li> </ul> </li> <li>➢更新試験の実施【H32年度～(経過措置的な試験も導入)】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「手話通訳士」資格を必須化。</li> <li>・更新講座の受講も必須化(参考資料(4)参照)。</li> </ul> </li> <li>➢派遣実績やOJT、更新試験による登録者の実力判定の実施【H31年度(試行)～】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣依頼者に、手話通訳者への評価・アンケートを実施する。</li> </ul> </li> <li>➢登録者の実力判定結果と派遣報酬の連動【上記をもとにさらに検討】</li> <li>➢常時派遣対応可能な登録者の計画的確保【順次実施】</li> <li>➢登録者→養成講座講師のキャリアパスの確立【順次実施】</li> <li>➢養成講座修了証の発行及びその取扱いの明確化、修了者の活用方法を広くPR【H32年度～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢なし。</li> </ul>

### ■手話通訳者の派遣について

- 登録手話通訳者の稼働率が非常に低い。年間100回以上稼働の登録者：8.2%（20名）
- 府手話通訳者派遣ニーズが少ない。

➤府主催のイベント等は、そもそも派遣対象。よって、派遣事業をさらに積極活用【H30年度～】

・府主催のイベント等については、主催者等による代理申請制度を導入する。

➤総合支援法の「特に専門性の高い意思疎通支援（派遣対象であるもの）」と「通勤や通学等、反復継続性のあるもの（派遣対象でないもの）」の関係性の整理【H30年度～】

➤手話通訳派遣コーディネーターの役割が重要。現在は、コーディネーターの事務負担が大きく、環境づくりが必要。

➤府制度での派遣件数が少ないのは、団体独自の派遣制度を利用するからなのではないか。また、府制度の派遣と団体の独自派遣のものを兼ねているのであれば、コーディネーターは現状で十分であり、対応不要。

➤手話の通じにくい高齢者の手話を読み取り、手話を伝えるのも、特に高い専門性。府の派遣対象とするべき。

➤特に高い専門性は、技術だけではなく、要件の内容も含まれる。

➤「特に高い専門性」と「専門領域」は全くの別物。

### 【参考資料】

- (6) 府登録手話通訳者の現況
- (7) H29～30年の派遣状況